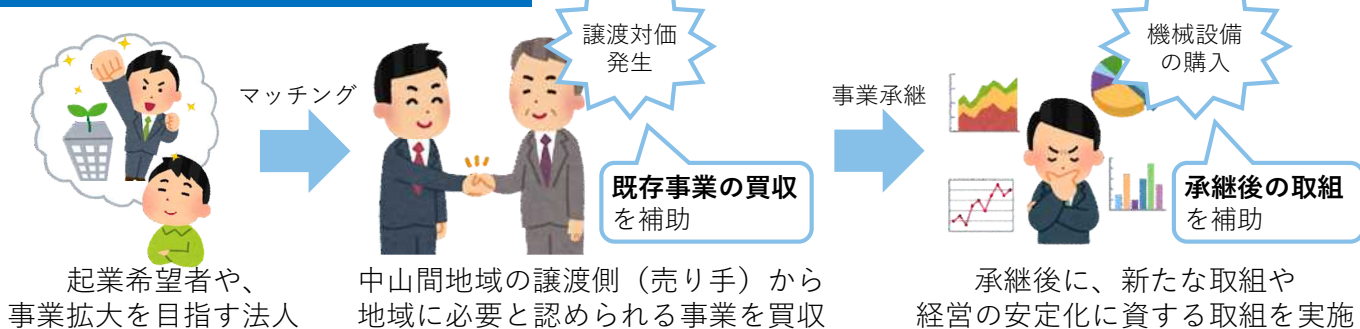


# 高知県事業承継等推進事業費補助金

## 中山間地域枠（①既存事業の買収・②承継後の取組）

中山間地域の経済や住民の生活を守るため、地域に必要な事業をM&Aで事業承継する譲受側（買い手）の皆様を市町村とともに支援します。

このような場合に活用いただける補助金です



補助事業	①既存事業の買収	②承継後の取組
補助事業者	市町村	
事業実施主体	次の要件の全てに該当する者とします。 1 県内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人事業者であること（補助事業期間内に、当該要件を満たすと見込まれる場合も含む。） 2 M & Aの譲受側であること 3 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと	
補助要件	1 中山間地域において「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、市町村が認める地域内でその事業を継続すること 2 交付申請時点で常時使用する従業員がいる事業を譲り受ける場合、承継後も継続雇用を希望する従業員について継続雇用すること 3 事業承継に関して、譲渡側事業者とともに高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談・支援を受け、補助金申請について必要な項目の確認を受けていること 4 「事業承継計画（M & A）」を作成し、商工団体等の確認を受けており、計画に沿った補助事業を実施すること	
	5 交付申請時点において基本合意契約書を締結しており、補助事業期間中に最終合意契約を締結し、代表権の登記又は開業届の提出を完了すること	6 令和7年度以降に最終合意契約を締結していること、又は交付申請時点において基本合意契約を締結しており、補助事業期間中に最終合意契約を締結し、代表権の登記若しくは開業届の提出を完了すること
補助対象経費	<u>既存事業の買収に係る経費</u> 事業用資産取得費用 株式取得費用	<u>承継後の新たな取組や経営の安定化に資する取組に係る経費</u> 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、 広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、 産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング調査費、 会場借料費、機械設備等処分費
補助率	補助対象経費の5分の1以内 ※県10分の1以内+市町村10分の1以内	・ <u>機械設備費</u> 補助対象経費の5分の1以内 ※県10分の1以内+市町村10分の1以内 ・ <u>機械設備費以外</u> 補助対象経費の2分の1以内 ※県4分の1以内+市町村4分の1以内
補助限度額	<u>200万円</u> ※県100万円+市町村100万円	<u>100万円</u> ※県50万円+市町村50万円



～申請については裏面をご覧ください～



# ～補助金の申請について～

## 補助金申請の流れ

申請前

交付申請

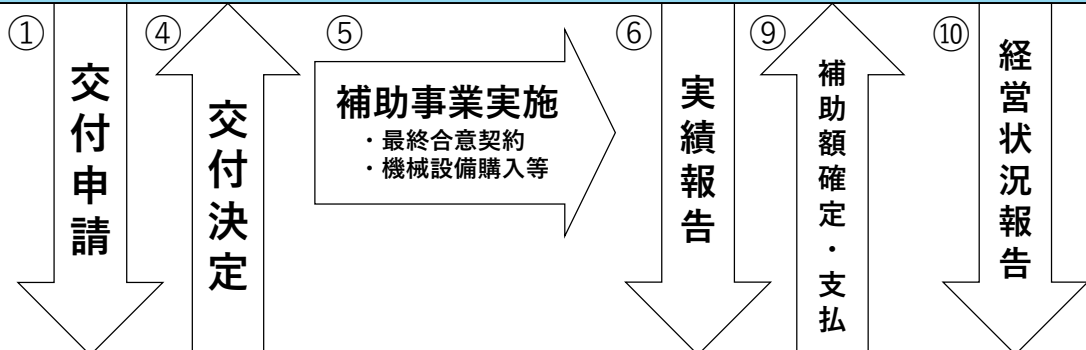
事業実施

実績報告

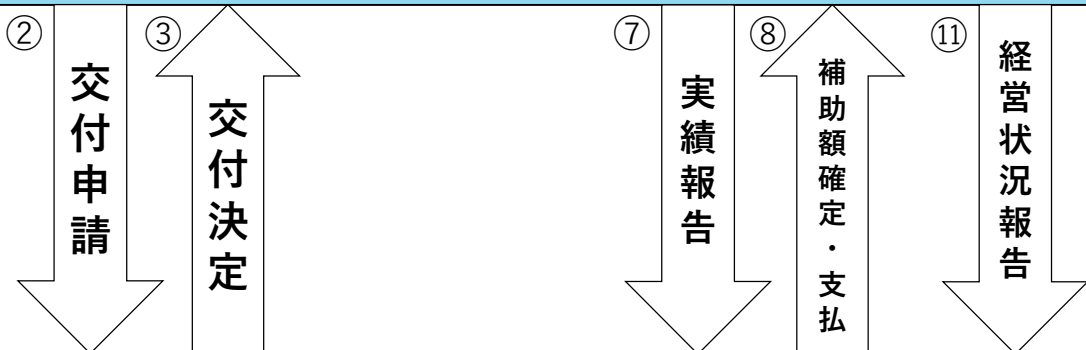
経過報告

・補助金交付申請には、高知県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談など、事前の準備が必要となります。  
・市町村の譲渡側事業についての確認、予算措置・補助金交付要綱の作成等が必要となるため、まずは市町村へお問い合わせください。

### 事業実施主体（M & A の譲受側）



### 補助事業者（市町村）



### 県

## 申請期間

※この申請期間は補助事業者である市町村から県への交付申請期間です。  
市町村への交付申請期間は各市町村へお問い合わせください。

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）（必着）

## お問い合わせ先

- 高知県事業承継・引継ぎ支援センター  
〒780-0870 高知市本町4丁目1-32号（こうち勤労センター4階）  
TEL：088-802-6002 FAX：088-802-6003  
E-mail：kochi-center@kochi-hikitsugi.go.jp
- 各市町村 事業承継担当課
- 高知県商工労働部経営支援課 事業承継担当  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎5階）  
TEL：088-823-9697  
E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

交付要綱等はこちら

